呉市空き家家財道具等処分支援事業　手続きの流れ

★ 〆切が土日祝日の場合は，直前開庁日

補助申請者	呉市住宅政策課

交付申請に必要な書類

①交付申請書【様式１号】
②空き家の全部事項証明書
③誓約書兼同意書【様式２号】
④処分費の見積書
（処分内容の内訳が判るもの）
⑤処分する家財道具等の写真
（単品ではなく部屋単位程度で撮影したもの）
⑥申請時に相続等登記手続き中の場合
所有者との関係がわかる
戸籍全部事項証明書等
⑦併用住宅の場合
居住部分の面積割合が２分の１以上であることがわかる書類
（図面及び面積計算書）
⑧本人確認書類
（運転免許証等の写し）
⑨申請者が成年後見人等の場合
成年後見人等登記事項証明書等
⑩申請から支払までの確認事項書

(1) 交付申請書の提出

家財道具等を処分される前に必ず提出してください。

●受付〆切…12月１５日

→ 交付申請書受理 → 審　査 → 交付決定通知書の送付

家財道具等の運搬・処分

呉市のごみ処理施設で処理しないものがありますのでご注意ください。

※やむを得ない事情により交付決定前に家財等を処分する場合は，審査の結果，補助金の交付を受けられない場合があることを承知の上，自己責任において家財処分手続きを進めてください。
※当初の計画を変更，中止される場合は２月末までにご連絡ください。

空き家が片付いた後，
・宅地建物取引業者との媒介契約
または，
・呉市空き家バンクへの物件登録

実績報告に必要な書類

①実績報告書【様式５号】
②宅地建物取引業者と締結した媒介契約書の写し
※呉市空き家バンクに物件登録する場合は，必要ありません。
③支払った処分費の領収書の写し
（経費の内訳が判るもの）
④家財道具等の処分後の写真
⑤申請時に登記手続き中だった場合は変更後登記全部事項証明書等

(2) 実績報告書の提出

● 〆切…家財処分後４０日以内 又は２月末日のいずれか早い日まで
必ず提出してください。

→ 実績報告書受理 → 審査・完了検査 → 交付額確定通知書の送付

(3) 交付請求書の提出

交付額確定通知に記載された額を請求してください。

●最終〆切…3月13日

→ 交付請求書受理 → 補助金の支払い手続き

交付請求に必要な書類

①交付請求書【様式７号】
②振込先口座の通帳等の写し

補助金の受領

・宅地建物取引業者との媒介契約
・呉市空き家バンクへの物件登録
（3年以上継続）